

令和2年度 第2回 岐阜市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 令和2年8月25日(火) 13時30分～15時45分
- 2 場 所 岐阜市中央青少年会館 2階 研修室
- 3 出席者 柴橋市長、早川教育長、川島委員、足立委員、横山委員、武藤委員、伊藤委員
- 4 傍 聴 一般33名、報道関係者6名
- 5 次 第 (1) 市長あいさつ
(2) 協議「教育大綱について」
(3) 協議「施策について」
(4) その他

6 議 事

(13時30分開会)

○田中事務局長

只今から令和2年度第2回岐阜市総合教育会議を開会いたします。

本日も、柴橋市長、教育委員会から早川教育長及び川島委員、足立委員、武藤委員、横山委員、伊藤委員、総合教育会議構成メンバーの全員の皆様にご出席を頂いております。

まず、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴に際しましては、受付で配付いたしました傍聴人の遵守事項に記載した事項の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

皆様には、本日、次第、席次表に加え、事務局より資料1から資料4、参考1の5点をお配りしております。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次第に沿いまして会議を進行したいと思います。

では、まず初めに柴橋市長よりご挨拶を頂きます。

○柴橋市長

皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、令和2年度第2回の総合教育会議に、教育委員の皆様方にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、第1回の会議におきましては、岐阜市教育の方針の基本的なイメージということでお示しをさせていただきましたが、大変多岐にわたるご意見を頂戴し、大変闊達な総合教育会議になったと思っております。まさに私たちの英知を結集して岐阜市の教育をさら

に高みへということで、よりよい教育にしていきたい、そんな思いで本日も出席をいたしました。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

ご案内のとおり、いよいよ9月の議会が始まります。この議会にいじめに関する条例の改正案を提出するというので、振り返れば、昨年12月に私が総合教育会議の場で、いじめに関する条例の改正をぜひ議論してほしいとお願いをしたわけですが、その後、改正案を作ってください、多方面から、パブリックコメントをはじめ意見をいただき、まさに英知を結集していただいて、議会に提出する準備ができたということでございまして、この場をお借りして心からお礼を申し上げたいと思います。

この中でも、やはり教育の当事者ということで、児童生徒、学校、教職員のみならず、行政としての私たちもそうですし、教育委員会はもちろんでございますけれども、家庭や地域、こうしたオール岐阜市でのいじめ防止をしっかりと条例の中にも明記をしていただいたわけでございますし、これはいじめにかかわらず、まさに岐阜市における教育ということを見たときに、やはり当事者というのは家庭であり、地域であり、多くの市民の皆様であり、私たち行政に携わる者や学校の現場の教職員のみならず、子どもを取り巻く全ての市民の皆様が当事者である。共にこの地域の宝である子どもたちを育てていくということは大変大事ではないかと改めて思っています。

今日は、前回ご議論頂いたものを基に、お示しする教育大綱案についてご意見を頂きまとめ上げていくとともに、さらに、教育大綱に基づいた施策をどのように展開していくのか、皆様方からご意見を賜りたいと思っております。

改めて申し上げますことではありませんけれども、生命の尊厳を今回の教育大綱の中にも重要なキーワードとして入れさせていただいておりますが、教育大綱の見直しと出発点は、昨年7月3日のいじめ重大事態、このことをきっかけとして私たちは動き出したわけですが、生命の尊厳ということをしっかりとおきながら、また、先ほど申し上げましたように、オール岐阜市という市民、関係の皆様が子どもたちの教育を支えている当事者である、その意識を改めて皆さんと再確認して、今日の会議を進めたいと思います。最後までどうぞよろしく願いいたします。

○田中事務局長

ありがとうございました。

では、次に、協議に移りたいと思います。

本日、ご協議頂くテーマは、次第2、「教育大綱について」及び3の「施策について」の2つとなります。

本日1つ目のテーマであります教育大綱につきまして、先日の第1回総合教育会議の協議を踏まえて、改定教育大綱案を作成させていただきました。資料1により、岐阜市教育大綱（案）をまずご説明申し上げたいと思います。

それでは、A3資料、カラーの資料1をご覧頂きたいと思います。10分ほど頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

前回は、市長の示された岐阜市教育の基本的な方針のイメージに基づいてご議論を頂きました。その中で、目指す教育の最重要方針と子ども、学校・教職員、家庭・地域という教育の当事者と言える3つの主体ごとの目指す姿という柱立てについては、大きくご異論はありませんでしたので、そのような構成で作成をしております。

その中で、最重要方針、今回は基本方針としておりますが、「学校・家庭・地域の誰もが生命の尊厳を理解し、お互いに心を開く対話を重ね すべての子どもの『自由の相互承認の感度を高める』教育を推進する」に関し、特に、自由の相互承認の感度を高めるについては、もう少わかりやすい表現にというご意見も頂いたところであります。

市長からは、あえて教育の方針としては耳慣れないものにすることにより、その解釈について、学校、家庭、地域の中で議論をしていただき、改めて教育のあるべき姿について、子どもと教育に関わる全ての当事者の皆さんに考えてほしいという思い、お考えをお話し頂きました。特にご異論はなかったと存じますが、委員の皆様からのご意見を踏まえ、「基本方針に込めた想い」といたしまして、上段ですが、書き加えさせていただきました。読ませていただきます。

「『基本方針に込めた想い。』私たちが様々な人と関わりながら、より良い人生、幸せな人生を生きていくためには、生命の尊厳を理解すること、そして、自由の相互承認の感度を高めることが必要です。生命の尊厳への理解とは、かけがえのない生命をいとおしみ、自分もまた、多くの生命によって生かされていることに応えようとする心の表れを言います。生命の尊厳への理解が必要とされるのは、人との関わりが命あるものとの関わりだからです。自身について生命の尊厳を考え、生きることの有り難さに深く思いを寄せることにより、他人の生命の尊厳、人としての尊厳を理解することができるようになります。

また、人は皆、自由に、つまり、自らの選択と行動によって生きています。その中で互いに自分の主張を押し通そうとすると、他者との衝突が生じることがあります。そこで、

互いに自由を認め合うという『自由の相互承認』考え方を皆で共有し、自由を調整しあうことが必要となります。この『自由の相互承認』の考え方を皆が理解し、実践することによって、他者とのより良い関係を保ちながら、自らの選択と行動によって生きる、そんな社会を実現することができます。

こうした考えに基づき、本大綱は、基本方針を上記のとおり決めました。この方針には、子どもとその教育に関わるすべての当事者が、生命の尊厳への理解を深め、互いに心を開く対話を重ねる中で、すべての子どもたちに、自由の相互承認の感度を高めてもらうとともに、大人になってからもこの言葉を人生の糧として、幸せに生きてほしいという想いを込めています。」

このように、自由の相互承認の前提となるものとして、道徳の授業でも取り上げられる生命の尊厳から説明させていただいておりまして、学校、家庭、地域で議論していただく際の糸口となればと考えております。

また、自由の相互承認の感度を高めることにより、各主体の目指す姿の実現を図っていくことで、3つの姿を目指す目標とした場合、自由の相互承認の感度を高めることは、目標に向かっていく際の土台となる基本方針ですので、最重要方針を今回、基本方針にさせていただきます。

次に、下段であります。子ども、学校・教職員、家庭・地域と、それぞれの目指す姿につきまして記載をさせていただいております。今回、目指す姿ごとに実現の方策・姿勢を加えておりまして、まず、目指す子どもの姿における、実現の方策・姿勢は、3つでございます。生命の尊厳の理解等を深める学びの実践、子ども主体の探究型の学びの充実、学校形態・学び方の多様化となります。

次に、学校・教職員の姿でございます。3点です。教職員の負担軽減に向けた学校業務改革の推進、教職員の資質・能力向上に資する人材育成の充実、そして、教育委員会の学校支援機能等の強化でございます。

そして、3つ目、家庭・地域の姿でございますが、こちらは4点でございます。教育における家庭・地域の役割と責任に対する意識の向上、学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールの深化、地域におけるサードプレイスの充実、そして、多様な地域資源を生かした学びの場や機会の創出でございます。

ここには、前回委員の皆様から頂きましたご意見を反映させておりまして、例えば、目指す子どもの姿について、豊かな心、例えば、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する

心などを育むことが必要である、というご意見を受けまして、生命の尊厳の理解等を深める学びの実践ということを記載させていただきました。

目指す学校・教職員の姿について、教職員は、子ども達や保護者から尊敬されるためにも、専門性を日々磨き、高める努力の必要があるというご意見については、上から2番目、教職員の資質・能力向上に資する人材育成の充実として記載させていただきました。また、不安を抱えた子ども達が教職員に相談したいと思っても、教職員が多忙で声をかけづらい様子に我慢しているのではないかと意見もございましたので、1番目において、教職員の負担軽減について言及させていただきました。

また、目指す家庭・地域の姿において、教育基本法に家庭や地域には教育に対する役割と責任があると明記されており、大綱にも家庭・地域が学校の協力者ではなく、子どもの教育に役割と責任を有する当事者であると明記してほしいというご意見も頂きましたが、これは一番上の項目において、教育における家庭・地域の役割と責任に対する意識の向上と記載させていただいたところであります。

この実現の方策・姿勢は、本日後半の協議事項であります施策にもつながっていく部分となりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、A4カラーの資料がもう1枚ついているかと思いますが、3つの「目指す姿のねらい」となっておりまして、教育大綱そのものには入れませんが、今後、この新大綱を周知していく際に活用してまいりたいと考えておりますので、どうかご参照をお願いいたします。

なお、前回頂きましたご意見は、資料の参考1、前回の協議要旨にまとめさせていただいておりますので、こちらもご参照ください。

改定教育大綱案につきましての説明は、以上でございます。

それでは、教育委員の皆様にも、大綱案につきましてご意見を伺いたいと存じます。

まず初めに、川島委員より、よろしく願いいたします。

○川島委員

今回、大綱案をお示し頂く中で、前回の議論を踏まえた内容を非常に多く取り込んでいた
だけた、かつ整理をしていただけたと感じております。ありがとうございました。

大綱案をこれからブラッシュアップしていくという観点から、何点かお話をさせていただ

きたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、この大綱案というのが、基本的には公教育検討会議の答申をベースに作られていると前回会議でもご説明頂き、私自身もそれを承知しているわけですが、その中で、この答申で最初に言及があり、かつ非常に重要な単語だと思われるもので、今回の大綱案の中では採用されていない部分があります。それは、どんなときも誰一人取り残すことなく学び続けられる仕組みが大切であるということです。誰一人取り残すことなくということは、この答申でも述べられているところでもありますし、我々教育委員会が議論する中でも、誰一人取り残すことなく、全ての児童生徒に対してしっかりとした教育を行いたい、施したいという思いが非常に強くあり、大綱の中にないのは、私自身は少し残念でありますので今後ご検討頂ければと思っているところです。

続いてですけれども、「基本方針に込めた想い」という欄を作っていただいたことに、非常に感謝をしております。先ほどのお話で1つ確認したいところがありますが、「目指す姿のねらい」というのは、これは同時に公表される、大綱とセットで活用されるものという理解でよろしいのでしょうか。

○田中事務局長

ここまで議論してきたものですので、今後、この大綱を説明する際にしっかり活用していきたいと考えております。公表の際に、必要に応じて何らかセットのような形で公表していければと思っております。

○川島委員

大綱と同じレベル感で、中身についてもしっかりと議論しながら一つ一つ文言を整理していくことで私は承知しましたので、記載内容についても、推敲を重ねながらより良いものにしなければいけない。セットで議論をしていくということになろうかと思っております。

やはり大綱だけではお伝えし切れない部分が多分にあって、補足する形で、込めた想いや今言ったねらいというものがある。逆に言うと、大綱だけだと誤解を招く箇所があって、込めた想いのところ、あるいはねらいのところを参照しないと、正確に伝わらない箇所が何か所かあると私自身は思っています。

例えば、基本方針で、学校、家庭、地域の誰もがという主語に続く、すべての子どもの「自由の相互承認の感度を高める」教育を推進するという文章を私は初めて見たときに、

学校、家庭、地域の中に対象となる児童生徒、つまり子どもが入るのかどうかというのが、酌み取れないところがありました。例えばですけれども、学校、家庭、地域というところを大人と読み替えると、「大人はすべての子どもに対して何々の教育を推進する」と読めるような印象を持ちますが、込めた想いの最終段落にこれを補足する内容として、子どもと教育に関わるすべての当事者が主語であることが、ここを見て明らかになります。このように、補完関係にある文章が幾つかあり、今後の作業の中で丁寧に、一つ一つの文言の定義、語彙、文法上、吟味しながら決めていく必要があると教えます。前回の議論でお話ししたとおり、大筋としては、私はこの方針に同意をしていますので、しっかりと誤解なく伝えるとともに、その思いを施策に反映して実現したく視点で見えていったときに、幾つか取りづらいところがあるという観点でお話をしております。

続いて、「目指す姿のねらい」というところに目を転じたときに、その2行目のところに、「学校を安全・安心な環境と認識し」と記載があるところですが、例えば、答申において、心身ともにとという言葉が前に含まれており、もう少しブラッシュアップできるところがあるのかなというふうに思っています。

また、一番大切な部分であり、私自身もどう表現していいのかと逡巡しているところがありますが、目指す学校・教職員の姿の中で、教職員の負担軽減に向けた学校業務改革の推進について実現の方策・姿勢として盛り込んでいただいております。これについても、文章を読み込まないと真意が出てこないということで、教職員の負担軽減は、何のために行うのかというと、ねらいのところに明記されている、子どもと意義ある向き合い方ができるような環境をつくるために教職員の業務改善が行われるのであって、この大前提をしっかりと話ししていかなければと思います。単なる教職員の負担軽減が、教育大綱の目的ではないのですから、こういったことをどううまく説明していくのかというところを逡巡しているということです。

1点だけ、先ほど、大筋としては同意というお話をしましたが、文章を読み込みながら、あるいは補足のところをつなぎ合わせながらも、少し私自身の腹落ちがまだできかねているところが、「子どもと教職員のワクワクと、ケアの心に満ちた温かい対話」という部分です。前回の議論の中でも、横山委員から、ワクワクという言葉について若干の違和感をお持ちになったと意見されたように記憶しておりますが、私も、このワクワクというものを具体的にどう定義するのか、あるいはケアに満ちた温かい対話というものを教職員、あるいは家庭・地域の方に具体的にどうご説明するのかについては、実はまだ具体的なイ

イメージが取れていないところでもあります。ワクワクやケアに満ちた温かい対話ということ
を何かしらしっかりと補足説明しないと、大綱に大目標として掲げる際、この文言だけで
はイメージが先行し、最終的に施策に落とし込むときに誤解なく施策に落とし込めるかど
うか、少し迷いがあるのが実際のところでもあります。

以上が、事前に頂いた資料を読む中で感じたことですが、自由の相互承認の感度を高め
る教育の推進を新しい目標に掲げるに当たり、今後これを皆さんにお伝えして理解してい
ただいて実践していくという次の視野に立ったときに、こちらのほうで相当程度の想定を
していく、準備が必要ということをお話しました。

最後に、施策のところでもまた改めてお話しするつもりでおりますが、今、私ども教育委
員会は、第3期の教育振興基本計画の只中にあり、2018年から2022年までの5年
間の計画期間です。この振興基本計画とこの基本方針を照らし合わせ、継続すべきところ、
今後付け加えるところ、あるいは取りやめるところをこれから取捨選択していくと思いな
がら振興基本計画を見ていく中で、ぜひ大切にしていきたいことをお話ししたいのですが、
振興基本計画の目標の第1には、確かな学力というものが掲げられています。

岐阜市の教育の1つの大きな誇りとして、中学校の出口、公教育の出口までの間に、児
童生徒に対して確かな学力を与えることができた点、これは非常に大きな成果でもあると
思います。この成果としてあるものを今後もより大きく伸ばしながら、これからの課題に
向き合っていくことが必要だと思いますので、改定する振興基本計画のど真ん中にこれら
が意識される表現があってもいいと、私自身は感じているところです。具体的には、施策
の中でまたお話しさせていただければと思います。

大綱に関しては以上で、まとめると、基本的な方向性については承知であるということ
と、これを補足説明するに当たって誤解のないような発信の仕方、あるいは現場への伝達
の仕方、児童生徒、家庭・地域へのメッセージというものをどう伝えるかという手法につ
いては、まだまだ推敲の余地ありと感じているということです。

○田中事務局長

川島委員、ありがとうございました。

では、続きまして、足立委員、よろしく願いいたします。

○足立委員

まず、基本方針でございますが、前回の会議でも、“自由の相互承認”という言葉が少し分かりにくいことを申し上げたと思いますが、しかし、市長さんをはじめ「ぜひこの言葉を使っていきたい」という熱意はよく分かります。説明について、確かにこれだけ書いていただければよろしいかとも思いますし、前回の会議で示されたような2行くらいの簡単なものでもいいのか、大綱としてお示しするにはどの程度のものが良いのか、私も迷っているところです。

特に、説明はよろしいのですが、“自由の相互承認”という、この「自由」という言葉自体については、苫野先生も「自由という言葉については2時間ぐらい語りたいくらいだ」とおっしゃっていらっしゃいますが、本当に深い意味があると思います。しかし、2時間かけるわけにはいきませんので、どこまで丁寧に述べるかという中で、“自由の相互承認”という言葉については、ここに書いてあるような説明が必要だと思います。

いずれにしても、“自由の相互承認”という聞きなれない言葉を説明していただく機会は今からだと思います。「何これ？」とみんなが思うような言葉が、かえってみんなに注目され、印象に残るということもあるかと思います。医学の方で言いますと、昔“メタボリックシンドローム”の健診が始まり、“メタボ健診”と盛んに言われて、今では、誰もが“メタボ”というと、「そういうことね」と分かるようになってしまいました。だから、ある意味そういった聞きなれない言葉、耳慣れない言葉を用いていくのも良いことなのかもしれません。

次に、それぞれの“目指す姿”でございますが、私が最初に感じたのは、1つ目の主体として子どもが書かれてあり、2つ目は教職員かなと思ったら、ここには“学校・教職員”と書いてあり、3番目は家庭・地域とあります。人なら、子ども・教職員・保護者及び地域の方になるだろうし、場所なら、学校・家庭・地域になるのかなと、少し違和感があります。

まず、目指す子どもの姿についてですが、この“自由の相互承認”を掲げる基本方針を受けた内容にしてもよいかとも思います。目指す姿のねらいを読みますと、“自由の相互承認”とともに、“自己肯定感”や“自己有用感”についても触れられており、内容的にはそうなのかと思うのですが、大きく書いてある“自己を認識し、自らの選択と行動によって、幸せな未来を創り出せる力を育む”というのは、少し基本方針とずれてくるのではないかと感じております。

苫野先生が言っておっしゃっているのは、「公教育は、すべての子どもの自由の相互承

認の感度を育むことを土台に、自由に生きる力を育むことを保証するものだ」ということですね。

先ほど、川島委員がおっしゃいました、子どもの姿という点では、やはり学力についてということも、項目としては入れた方が良いと感じました。

学校・教職員の姿ですが、横山委員もおっしゃいましたが、ここに“ワクワクとケアの心”をもってこられるのは、気持ち的には分かるのですが、大綱にもってくる言葉として、何か少ししっくりこない感じがします。

これも、先ほど川島委員がおっしゃったように、教職員が子どもとしっかり向き合える、良い向き合い方ができることが本来の目的だと思いますので、順番的にも、目的的にも、そのことは強調していただきたいと思っております。

○田中事務局長

足立委員、ありがとうございます。

では、続きまして、武藤委員、よろしくお願いいたします。

○武藤委員

よろしくお願いいたします。基本方針にある自由の相互承認という概念については、前日も申し上げたとおり、私は概念については非常に良いものだと思っております、これを前面に打ち出して大綱をつくり上げることについて、基本的には賛成の立場であります。

分かりにくいというご指摘がありますので、細かいところはまた議論していくとは思いますが、適切な範囲で説明するという方法でつくっていただいているということに基本的には賛成をします。

想いの内容を見せていただいたのですが、生命の尊厳に、先ほど学習指導要領の説明を入れたというご説明がありましたが、学校は基本的に学習指導要領に基づいて教育等が行われていることを考えると、常に学校でも一定程度やっていることをやるのが大事との説明は分かりやすく、このままいけるのではと思います。

既に学校でも、個人の尊厳や人権尊重の話で、互いに自由を認め合うことは、実際には共有されていますが、別の言葉なので、言葉自体は馴染みにくいかもしれませんが、学校でも一定程度されていることを改めて基本方針として取り組んでいくと浸透が図りやすいと思っておりますので、基本的な方向性としては良いのかなと思います。

先ほど、足立委員が、メタボリックシンドロームの話を例に出されて、最初は分かりにくい言葉でも、繰り返すことによって浸透するという部分は多分にあるものだと思います。各学校あるいは地域等で何度も見ていくことによって、岐阜市の中にこの概念が定着していくという展開を期待したいと思います。

それぞれの目指す姿については、主には2つでして、目指す子どもの姿においては、「自己を認識し」というところが私は大事だと思っています。自分も他人も大事にするということについて、自分をまず大事にできない人は他人も大事にすることができない。その為にも、まず、己が何者なのかを認識するという事は非常に大事です。後の施策にもつながるのですが、頂いていた原案に比べるとこれらの視点がやや後退し、対他者の視点が少し前に出ているので、その辺りは検討の必要があると思いました。

もう1点、学校・教職員は、先ほど、ワクワクとケアの心がまず議論になっていますが、ねらいのところを見ると、「失敗を許容し挑戦を奨励するワクワクの場ともなるものです」と書かれており、そういう姿勢が、ワクワクやケアの心なのかなと思いますが、確かに分かりづらいというのはありますので、またもう少し言葉の使い方については検討が要るように思います。

あと、教職員のワクワクということについて、先ほど足立委員からお話があったのですが、私個人としては、教職員のワクワクという部分も必要な事項と思います。子どもたちに向き合う教職員が、本当に子どもと向き合えることにやりがいを感じて、楽しく向き合うという姿勢を子どもたちに見せていかないと、子どもたちにその思いが伝わりにくいと思います。教職員が生き生きと、はつらつと働く姿を見て、子どもたちが大人になったときにどういう大人になるのか。自分が大人になったときに子どもたちとどう向き合っていくのかということのロールモデルに位置づけることができるという面もありますので、表現をどうするかはともかく、教職員自身の満足感も十分に考慮に入れて考えるべきなのではと思いました。

○田中事務局長

ありがとうございました。

では、続きまして横山委員、よろしく願いいたします。

○横山委員

教育大綱（案）ですけれども、言うまでもなく教育大綱については、皆が主張を持ち社会の変化の中で直していくのが一番良いです。前回の教育大綱から見た場合、その後の社会の変化として大きなものは、学習指導要領の完全実施、それから学校教員の働き方改革の顕在化、それからもう一点は、今年のあの痛ましい事案、そういったところが大きな変化だと思っております、それに対して、今回の大綱（案）というのは真正面から取り組んでいるという点で、私は評価できると思っております。

それから、先ほども市長の言葉の中にありましたが、全て当事者、そういう意識を持ってもらうことが大事だということで、子ども、それから学校教員、家庭、地域とそれぞれの当事者ごとに大綱の基本方針を受けて目指すべき姿を整理してあって、私は評価できると思っています。

外形的には、私は非常にこれで良い作りになっていると思うのですけれども、やはり基本方針の「自由の相互承認の感度を高める」のところがいまだに、自分自身完全に腑に落ち切っていない。解説も読ませてもらいましたが、自由というのは当然、責任を伴うわけで、しっかり説明しないと自由の方だけが先行して、責任の部分が落ちてしまうという気がしてならないです。

基本方針をこれでいくとしたら、解説にあることをはっきり皆さんに説明して理解してもらい、それは学校現場だけでなく、家庭、地域、当事者皆に共通の理解を持ってもらう。そこは市長が言われるように、耳慣れないものに対して皆で考えるところをぜひ推し進める必要があります。オール岐阜で共通理解を得るところまで持っていけないと、これが有名無実化する、一方でそういう危惧を持っております。

それで、それぞれの目指す姿の部分になりますが、私は自分自身、目指す子どもの姿として、これで良いと思いますが、基本的には、義務教育段階でしっかりと感性というものを養うということ、規範意識というものをしっかり植え付ける。やはり義務教育段階というのは様々な学びを展開し、まず人間としてのベース、基盤をつくる大事な時期ですから、その中で私は感性を養うということと規範意識をしっかり身につけるという、そこを徹底的にやるべきだと思っております。

その点からすれば、岐阜市の場合、柴橋市長は「こどもファースト」、幼児教育の重要性ということをうたわれている。どんどん施策を打っています。ということは、義務教育前段階から人づくりをしっかり行っていくことが、ベースとなると思いますので、小中一貫にプラスして、幼小中一貫とし、この一貫した取り組みの中で今申し上げた2つをき

ちりベースとして子どもに育んでいく、そういう取り組みをぜひ施策として打ち出していくのが大事だと思っています。

さらに、ベースをつくと同時にしっかり学ぶ力をつける。探究、要は課題解決力であり、アクティブ・ラーニングという言葉であり、言っていることは同じだと思います。だから、やはり繰り返しになりますけれども、人間として必要なベースになる部分を幼少中の段階できっちり植え付けるということが大事で、その上で様々な学びを展開していく、そういうことを求めたいと思います。

学校の先生にしても、家庭、地域の人にしても、感性を絶えず磨く、幾つになっても、学ぶ姿勢というものを大事にして追求していくということは、別に子どもだけでなく大人にも必要なことだと思います。だから、そういう意味で、繰り返しになって申し訳ないですけれども、感性を磨くということ、それと、新しい学習指導要領で主体的・対話的な深い学びは、子どもだけではなくオール岐阜市民が追求していくべきだと、それが私は教育づくりをする岐阜市が目指していく姿ではないかと勝手に思っております。

○田中事務局長

横山委員、ありがとうございました。

では、続きまして伊藤委員、よろしく願いいたします。

○伊藤委員

前回、率直に意見を言わせていただきましたが、前回の協議内容を生かし、再度時間をかけて作り直していただいたことが伝わる大綱になったと思います。ありがとうございました。

まず、私が希望していたように、基本方針に込めた思いについて、解説を入れていただいたことで、“自由の相互承認”という言葉の理解が容易になり、意図が明確になったと思います。

特に、命と人権の大切さを強調していただいたということで、この大綱に込めた思いがより伝わったと思っています。

ただ、自由を認めるということが、どこまでのことを指すのか、ということは依然、現場においては大変難しい問題になると思いますし、逆に、自由を認めることによって、無干渉にならないか、人に対して無関心にならないかという危険性も出てくると思います。

「あなたは、こういう考えだからそれで。じゃあ私は関係ないわ」というふうにならないように、ここに“対話を重ねて…”ということが書いてありますけれど、愛するということの反対が無関心であるということに気を付けて、大綱を大切に守っていかなければいけないと思います。

あと、“自由の相互承認”の言葉に対しての思いは伝わったのですが、「自由の相互承認を行いましょう」というものではなくて、“感度を高める”という子どもたちにとって難しい言葉がもう一つ入っています。“感度を高める”ということはどういうことなのか、それについても、できれば「基本方針に込めた思い」に入れていただけたらと思っております。

それぞれの目指す姿については、後ほどの施策の協議において述べたいと思いますが、少し気になる点を一点だけ述べさせていただきますと、“目指す子どもの姿”ですが、率直に、目指す子どもの姿の目標が高くて、難しい姿だと感じています。

わが子に公教育で願う姿というのは、まずは、仲間とともに楽しく遊んで、楽しく学んでほしいというのが親の思いですね。幸いにも恵まれた学校に子どもを3人も通わせていただいております、朗らかに今のところ育っていると思っております。

ただ、ここの子どもの姿は、朗らかな子どもとは少し違って、厳しい現実と向き合っているような言葉が並んでいるものですから、公教育、幼少中の間に楽しく遊びながら、岐阜市がかなり以前から掘っていた非認知力という学びを育み、そこで、知的好奇心が自然と生まれてくる。更には学びたい意欲につながる。そういう流れが必要なのではないか、理想ではないかと感じています。

未来の幸せのために、今、歯を食いしばって頑張るのか。私は、未来において幸せになるために、楽しくないけれど“自らの選択と行動”という厳しい言葉を実践するだけでなく、やはり学校生活が楽しい、仲間と一緒にいることが幸せだ、そう感じられるよう、目指す子どもの姿として、親の思いとして、前回も申し上げました“豊かな心”ということをもっと取り入れていただけたらいいのではないかと思っております。

○田中事務局長

伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから様々ご意見頂戴しましたが、教育委員会の代表者、最後に教育長から総括的なご意見含めまして、よろしく願いいたします。

○早川教育長

例えば経済同友会や各シンクタンクなどが教育について色々とレポートを出していますが、少子化の中でいかに個人の能力を最大化するかということに国は力を入れないと未来はない、そういった論調ですよ。確かにどの子にも内には可能性があり、その可能性を最大限引き出していくような義務教育の在り方、きっかけをつくる教育の在り様という意味でこれまで才能開花に力を入れてきました。

例えば中学校3年生の英語技能について非常にいい成果がでて、JAXA(宇宙航空研究開発機関)に採用された4人の大学生のうち、3人は科学館の科学塾に参加していただいていたことなど、そういう意味で、5年先行く教育、才能開花のきっかけとなる芽をどれだけ学校教育の中で、1時間の授業の中で育てていくことができるかについて苦心してきたわけです。しかし、そうした中で、今回のような痛ましい事案が起きてしまったということで、我々は安全・安心ということにもっと目を向けていく必要があるのではないかという反省があるわけです。

伊藤委員の言葉を借りると、『学力から幸福へ』と、おっしゃっていましたがけれども、教育の方針が変わっていくというときに、そもそも方針というものは、進むにしても退くにしても鋭いものでないと動いていきません。方針に従って、今後、予算要求も当然なされるわけですし、これまで各学校の校長先生も、ソフトバンクのPepperで全国優勝しました、すばらしい子どもたちだと褒める、そういったことを本当にやっていきたいと思います。ということも言っていたわけですがけれども、今後はそうではなくて、ちょっと困っている子をずっと手助けしてくれた、そして、自由の相互承認の感度が非常に高かった子どもたちを褒めるということをやっていくということになると思います。だから、こうした我々がというか、大綱が方針を変えていくというときには、鋭いものでなければ、大きな義務教育の仕組みというのは動いていかないということを思うわけです。

しかし、翻ってみると、そもそも義務教育についてそうそう変えてはいけないということも心の中にあるわけです。子どもたちは昨日から今日、今日から明日へと日々成長していく中で、方針が変わることによって子どもたちに良き影響を与えることはもちろん大事ですが、それがぐらついていくことにならないかという心配も同時に持つわけで、大きな転換というのは義務教育にはそぐわないかもしれないという心を持ちつつも、今回、大綱を見直すという作業を大切に考えていくときに、やはり鋭いものでなければならない

と私は思います。

現場もそれに従って動かなければいけないというときに、今、皆さんからお話のあった中で懸念として挙げられていることについて、前回の総合教育会議以降、何人かの校長ともディスカッションしました。1つ目は、「自由の相互承認」という言葉が苫野先生の思いから出ているということ考えたとき、それが各学校の取り組みというか、どの程度の取り組みに影響を与えてしまうのかということについてです。苫野先生は、哲学者で実践家ですから、この実践がイエナプランまで続いていて学年が解体してということまでになっていくとすれば、これは大きなことであり、だから具体化まで、そこまで事が進まないようにしてもらいたいということが校長先生方の願いとして聞かれました。その言葉だけ頂いたということであって、体系にまで踏み込むものではないということを確認していきたいということが1つあるわけです。

それから、2つ目に、やはり学校現場が分かるのかということについてです。横山委員から腑に落ちないという言葉がありましたが、現場にとって腑に落ちない限り、なかなかこの言葉が本当に意味のある言葉になっていかないだろうということを、個々の校長から聞いたわけです。私は、3つの目指す姿、この柱立てはよくできていると思います。この柱立てをもとに具体的に取り組むことによって、「自由の相互承認の感度を高める」ことになるというような埋め方で、現場はいいと思うのです。この柱を実践することによって、基本方針の中身を埋めていく作業になっていくような柱立てのしっかりしたものが必要であるし、それに合わせた予算の方向づけが必要ということで、非常に分かりやすく言うならば、“才能開花から安全・安心へ”とか、“学力から幸福へ”、そうしたことに方針が変わっていくように見えやすくするとするならば、それに合わせた予算や子どもの承認の仕方とか、そういうことがあるのだろうということを思っています。

もう一つは、最重要方針から基本方針という名前に変えていただき、少しトーンが下がったのだと思いますが、私はむしろ教育立市としての岐阜市の入り口の門として基本方針、音楽的に言えばプレリュードみたいなものがそこにあって、中身は目指す姿で示すというようなことだと受け入れやすいと思います。この入り口のところでそもそも「自由の相互承認」ということに触れつつ、中身でよく考えていきましょうということであれば、学校現場もきっと理解していただけるのではと思います。

ですから、そうしたスキームで考えていって、大綱が変わったことで学校現場が今まであったものを失うということではなく、さらに教育立市として進化していくために資する

ような方向づけになることを期待していますし、そうなるだろうと思います。

○田中事務局長

教育長、ありがとうございました。

それでは、最後に市長から、今出されたご意見も踏まえ、再度ご発言を頂いてもよろしいでしょうか。

○柴橋市長

第1回目に関続きまして、各委員の皆さんにそれぞれのお立場からご意見を頂き、ありがとうございます。大変示唆に富む、それぞれの委員の皆さんの教育に対する熱い思いといえますか、これまで教育委員として取り組んでいただいたことが私にもよく伝わるご意見であり、しっかりと受け止めさせていただきました。

その上で、先ほど例えば誰一人取り残すことなくという川島委員のご意見は、私もそのとおりだと今思うところでありまして、公教育検討会議のときにも、特に新型コロナウイルス感染症と臨時休業という事態を迎える中で、この問題というものが凶らずも顕在化したのだというようなこともございます。こういった我々の問題意識というものをどう大綱に生かしていくか、一度考える必要があると私は思っております。

それから、先ほどオール岐阜での共通理解をしていかなければならないという、この大綱を作ったはいいのだけれども、幅広く、今回は児童生徒、学校、教職員のみならず、保護者、家庭、地域、そして市民の皆様と、行政以外にも本当に子どもを取り巻く当事者、全ての方に考えていただきたい、関わっていただきたいということですので、こうした広い理解というものがなければ、先ほど教育長もおっしゃったように、方針というのは進んでいけないとしたときに、ここには成果と検証等ということで、総合教育会議において定期的実施しますと書いてありますけれども、もう一つ付け加えるならば、まさにこのオール岐阜市という表現が大綱にあるかは別にして、そういった観点で広く市民の皆様と共通の理解と協力を得ていくようなことも、我々としてはしっかり取り組んでいかなければならないということを書いておく必要があるのかなということを改めて思いました。

それから、「目指す姿のねらい」のところ、非常にさらっと書いてありますけれども、まさにこの大綱についての補足説明のような位置づけではないかと思いますが、ここについて、今回こういう形でたたき台が出て、この内容をどれぐらいの幅にするとか、ある意

味では沢山書き込むのか、あまり書き込むとまた限られた解釈ともなりますので、シンプルにするのかということもあろうかと思えますし、やはり大綱では当然全てのことを網羅し切れませんので、このねらいのところでどう理解が深まるような、共通理解を得られるような補足をしていくかということは、大変重要なことだと思っております。

最後に、今回、教育大綱の中で「自由の相互承認」とか、あるいは「ワクワク」や「ケア」など、おそらく従来の教育現場、大綱、こういったものには出てこなかったような表現について、やはり様々な戸惑いや意見があるというのは十分承知をするところであります。したがって、「自由の相互承認」は、あえてこの言葉を使うことによって、教育に関する条例も相当いろいろなご議論を頂いて、そのことがこの問題を考えるということにつながるという1つの我々としての思いだったわけですが、この大綱についても、幅広い市民の立場、教育界、子どもたちの中で議論していただきたい、考えを交わしてほしいという思いがありますので、この「自由の相互承認」という言葉を変えてしまったら、おそらくどこにでもあるような、少し鋭さに欠けたものになってしまうかなど、私個人としては思うところがございますが、「ワクワク」とか「ケア」ということをどう表現するかについては、仮に、どういう表現だとより我々の真意が伝わるのかなど、こういったことについてどんどんご意見頂けるとありがたいと思います。

それと、子どもと向き合う、これが大事だという、まさに働き方改革の肝はそこにあると思えますし、先般のいじめ問題の第三者委員会の皆様のご指摘の1つもここにあるわけですが、この中に「子どもと向き合い続け」という、少し前段の部分、書いてございますので、こういった表現をより我々の真意が伝わるものにしていくなど、色々な創意工夫により十二分にこの教育大綱の案に我々の思いというのは結集できるのではないかなど、ご意見をお聞きしながら感じていた次第でございます。

本日、大綱については2回目の協議ということですが、大きな方向性については皆様方、大体ご理解を頂いておりますし、現場、市民の皆様への伝え方についてはもう少し、なお一層の議論が必要だと、受け止めております。今後は、施策についてもご議論頂きながら、もう一段、この大綱についてブラッシュアップを重ねるということで、また英知を結集していただきたいと思うところでございます。

○田中事務局長

ありがとうございました。

今一度、市長のお考え、思いについてお聞きしたわけですが、言及頂きましたとおり、皆様方のご意見を頂戴いたしまして若干のレベル感といいますか、温度差というのはあるかもしれませんが、大筋についてはご異論がないというように受け止めております。ただ、細部については表現であったりスキームの問題であったり、あるいは「目指す姿のねらい」の説明の仕方等々も含めまして、これらをブラッシュアップしていくというようなところも必要ではないかと考えております。

今、市長から、ご発言がありました、さらに色々な方のご意見、特に市民の皆様のご意見を頂戴しつつという点につきましては、この後予定しております、パブリックコメントにおいてお聞きしてまいりたいと考えております。パブリックコメントは、本日のこの案を基本として進めさせていただければと思いますが、実施に向けては、今一度、事務局の方で本日頂いたご意見や表現あるいは説明の仕方等々含め検討を行い、皆様方に改めてご報告の上、実施してまいりたいと考えております。

施策の議論を今後も続けていながら、また、パブリックコメント結果をふまえた上で、今のところ、今年度、本会後の第6回において大綱案の最後の確認としてご協議頂く予定でおります。今後このように進めてまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○横山委員

ちょっと1点よろしいでしょうか。基本方針の思いのところ、6行目の真ん中辺りから7行目にかけて、「互いに自分の主張を押し通そうとすると、他者との衝突が生じることがあります。そこで、互いに自由を認め合うという『自由の相互承認』の考え方を皆で共有し、自由を調整しあうことが必要となります。」とあります。ここが私も、分かったような、分からないような感じです。事務局で答えてほしいのですが、この部分の具体的な説明をよろしくお願いします。

○田中事務局長

まず大きな考え方といたしまして、この「自由の相互承認」、ここに「込めた思い」を記載させていただいていますが、市長からご説明がありましたとおり、自由を考える前提として、まずこの生命の尊厳を理解するということから入らないと、自由は、委員の皆さんからもご指摘いただいたように、ただ自由であればいいのかというようなことになり

ます。基本的に生命の尊厳を理解した上で、自由というものについては当然責任も生じてくるという自由でありますし、それぞれが自由に行動することだけでは、当然他者との衝突が生じるだろうというところはしっかり理解しなければいけないということでもあります。その上で、本質的な意味での自由というものを認め合うという相互承認、自分の自由を認めてもらうためには相手の自由も認めなくてはいけないというようなところで、ここをみんなで共有して調整することが必要になるというような意味でございます。

○横山委員

ここが大変なところだと思います。

○川島委員

この件で1件提案してもいいですか。先ほど教育長から、「自由の相互承認」というのは非常に広い意味合いを含んでいて、理念として説明するためには、施策に落とし込む中で個別具体的に進めていく必要があるというご発言があったと思います。定義をしたらどうかという提案があったことも議論の中では当然踏まえているのですが、前段で少し定義を急ぎ過ぎて、詳細に定義をしていくことにより、今のような形で、誤解やあるいは理解を妨げることがあると懸念されるのであれば、少しこの表現を見直して、もう少し広範な「自由の相互承認」というものを議論できる、そういう前文にしても良いと思いますので、少し中身を変更することを提案します。私も横山委員の言うとおりで、これ以外にもこういう意味合いもあるのだろうけれども、もっと違う意味合いがあるとしたら、これは自分の解釈が合っているのかなと迷いを生じさせるのではと率直に感じました。

○横山委員

あまり長くするつもりはありませんけれども、私は、国家公務員でしたので、全国へ異動しました。そういう中で、兵庫から岐阜に12年前に移ってきた時、娘と息子がお世話になった学校が、長良東小学校と東長良中学校でした。娘ははっきり言っていじめられました。何かと言うと、応援団長を選ぶときに誰も手を挙げなかったので、私の娘は手を挙げて応援団長になった。すると、「何、あの子、よそから来て何様だと思っているの」というような一対一のいじめではなくて、全体がそういった雰囲気になったのです。だから、今、例示的に挙げたのは、さっき伊藤委員の意見の中にもそれに類することがあったと思

うのですけれども、「調整する」という、ほかっておけばいいかという自由、やりたいようにやらせておいたらというような、そういうところも現実問題として色々出てくるのです。だから、本当にこういった鋭い提案をする以上は、それなりに構えをつくって丁寧な説明をしていくべきだと思っています。

○早川教育長

この中には、自分の主張を押し通そうとして最後までやり抜く人が立派な人だと言われる場合もあると思うので、その辺は自由をもう少し深く考えるべきではないかと思います。

○田中事務局長

ありがとうございました。「基本方針に込めた想い」については、いま一度お時間を頂戴しまして、すぐにパブリックコメントに入ることではなく、本日いただいたご意見も踏まえた中での表現、説明、ねらいの書き方等々、今一度検討させていただいた上で皆様方にお示しし確認いただいた後に、パブリックコメント手続を実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次の次第の3の協議に移らせていただきます。

まず、協議に先立ちまして、公教育検討会議の事務局である企画部のほうから、その答申、資料3の「岐阜市子どもの未来を拓く公教育に関する提言」から施策に関する部分についてご紹介を申し上げたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

○長谷川企画部未来創造研究室長

では、資料3をお手に取ってご覧ください。これから公教育検討会議の答申、提言のうち施策部分をご紹介申し上げます。

まず、スライド2をご覧ください。提言の構成であります。黄色部分が青色部分の目指す姿を実現するための施策となっております。本日は黄色部分のお話をいたします。スライド17からがその説明となります。

スライド18をご覧ください。概要であります。岐阜市教育大綱(案)に載っておりますが、目指す姿と対応して、子ども、学校・教職員、家庭・地域ごとの、施策の方向性、概要をお示しするとともに、表の一番右側において、いずれも実施の過程において対話、I

CT、コーディネーターの活用を推進すると記載しております。スライド19以降をこの表の整理に沿って構成しております。

スライド19をご覧ください。「子どもの学びの構造転換」であります。左下、「取り組みの方向性」3点につきまして、スライド20からスライド22にかけてそれぞれ説明を用意しております。

まず、スライド20です。「生命や人間関係を深く学ぶ」ことについてであります。大綱(案)に生命の尊厳の理解の重要性に関する記載があり、施策の中で取り組みの優先度が高いと考えております。表題下、青字にありますように、自由の相互承認の感度を高めるためのプログラム開発・実施、それから、生命の尊厳の理解などを重視した対話・探究型の学びの実施を書いております。

左側の「内容や留意事項」をご覧ください。人や生命を多面的に捉え探究する学び、それから、既存の道徳や特別活動などを整理統合し、ピア・サポートなどの要素を入れつつ、市の共通プログラムを作成、実施してはどうかという内容であります。岐阜市の教育では、市全体で取り組みを行う際に、学校により内容や程度が大きく異なる状況が様々見られますので、取り組みの実施を一定確保する方法を採用してはどうかという趣旨であります。下段に参考として白川村と岐大附属校の事例を記載しております。併せてご覧ください。

次に、スライド21、「探究を核としたカリキュラム」です。探究について、少し説明をさせていただきます。学習指導要領のうち、小学校の総合的な学習の時間、こちらは18年前に導入された教科ですが、その記載を以下ご紹介申し上げます。

平成20年度、21年度改訂の指導要領の総合の冒頭の目標には、以下のとおり書かれております。「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」と。同じく、29年度、30年度改訂の現指導要領の小学校総合の目標には、このように書かれております。「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的、総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり、育成することを目指す。」とされております。1点目が「探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習の良さを理解するようにする」。2点目が「実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課

題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする」。3点目が「探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う」。

以上申し上げたことは、スライド21に記した探究と趣旨を同じくするものでありまして、どのように進めていくかという観点からまとめたものでございます。

今、総合の話をしたわけですが、総合以外の教科にも探究の要素がございまして、現に岐阜市の授業の様々な場面でそうした学びが行われております。岐阜市教育委員会作成のコンパスカリキュラムにもその旨の記載がありまして、実際なされていると聞いておりますし、この提言のスライド40に記載がなされております。

なお、過去の指導要領では、「知徳体」、「確かな学力」「健やかな体」、「豊かな心」と書かれていたわけですが、現指導要領では少し書き方が異なっておりまして、国が言うには、「社会に開かれた教育課程を実現する」とされております。つまり、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む」とも言われておりますが、これまでの「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」を総合的に捉えた上で再構築した結果が、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質、能力に再構成された次第です。それらが、平成27年度岐阜市総合教育会議での協議を経て、現在の岐阜市教育大綱となったのですが、先ほど皆様にご協議頂きました大綱(案)は、こうした内容を包含したものとなっております。いずれにしましても、スライド21の「探究を核としたカリキュラム」を施策の柱の1つとしている理由は、指導要領に書いてあるから探究が要るということではなくて、こうした学びによって、大綱(案)の「目指す子どもの姿」に記載されている、「自らの選択と行動によって幸せな未来をつくり出せる力」を培おうということです。探究型の学びと申しますと、いわゆるよくできる子どもがやるものと思われるかもしれませんが、自己肯定感が低いお子さん、これからは明るい見通しや希望が今一つ持てないお子さんが触れることで、今よりも世界が広がる。或いは興味を持ってひとつ頑張ってみようというきっかけになるものと思います。そうした重要な意義を有するものであるとご理解ください。

以上申し上げたことをお含みおきの上で、左側の「内容や留意事項」をご覧ください。まず、既存の教科等によって探究型の学びのさらなる充実を図るとしております。例えば、総合の時間に、コロナ禍での社会や地域の課題をテーマとすること等が考えられるかなと

思っておりますが、探究を核としたカリキュラムマネジメントを目指してはどうかということ、また、その下、外部と連携してモデルカリキュラムをつくり、試行、検証しながら全校展開を図ってはどうかということ、子ども主体への移行、行事型からの移行、併せてICTを活用して知識習得時間の効率化を図ってはどうかということなどを記載しております。

最下段に、探究のコア・センターについて記載をしております。後のスライド30にサードプレイスに関する説明をご用意しておりますが、そのサードプレイスを3分類して、学校外で地域固有の資源を活用しながら、学び・体験の場としての探究のコア・センターを考えてはどうかということでもあります。例えば岐阜市には青少年会館が5館ありますが、そのうち3館が築50年超で、日々の利用者も過半が成人ということですから、青少年会館その他の施設のあり方を検討する中で、こうした学びの場を考えてはどうかということをお示ししております。

スライド22、中長期的な学校のあり方として、「学校形態・学び方の多様化」を目指し、小中学校の義務教育学校化などを検討するとしております。本市ではこれから子どもの数が減り、校舎等について耐用年数を迎え、建て替えが課題となる中で、学び方や学校形態をどうしていくかの議論は避けがたいと考えております。スライド22では、主に子どもへの教育効果が高い義務教育学校の効果や課題を調査、研究していくことについて記載をいたしております。

スライド23の「教職員の学校業務改革」に移る前に、スライド46をご覧ください。こちらは1月の第4回公教育検討会議で示したのですが、岐阜市立小中学校教員の時間外在校時間の状況です。

スライド44に記載しておりますが、岐阜市立学校において平成30年度からタイムカードを導入して教員の勤務時間を把握するようになりました。1月の公教育検討会議で多忙の状況を明らかにしたいと思い、私どもから教育委員会さんに対して、スライド46のように時間ごとにまとめた、研修校、実習校も別途取り出せるデータを下さいとお願いしたところ、現時点で該当するものはないというお答えでした。

その当時、勤怠管理をどのようにしていたかについて、スライド47にまとめてあります。確かに市全体の月平均が出され、或いは、同じく市全体の80時間超の割合などは教頭会に報告がなされていたのですが、例えば80時間未満を詳細に分析したらどうなるのか、全体の中の割合、100時間以上が何割あったかという状況などは明らかにされてい

ませんでしたので、私どもが、教育委員会から小中68校の全教職員約2,000人のデータを取り寄せて集計しました。その結果がスライド46になります。

この他に、校長先生、教頭先生、各主任などの職位によって時間外在校時間がどう異なるかについても集計しましたが、そちらは公教育検討会議の資料としてまとめましたので、またの機会にご紹介させていただければと思います。

お聞きするところでは、教育委員会の担当者である教員籍の職員自身が大変お忙しい状況にあり、後程そうしたことへの対応を含めて施策をご説明申し上げたいと思いますが、スライド46をもう一度ご覧頂きまして、教員がどれだけ忙しいかと申しますと、記載のとおり、過労死ラインと呼ばれる80時間超え、時に100時間超えの方がいらっしゃいます。

もとより教員につきましては、法律上いわゆる超勤4項目というものがあって、それらを除いて残業がないことになっていますが、国はこれまで「残業は、内容にかかわらず、教員の自発的行為として整理せざるを得ない」と述べていました。しかしながら、今年1月、国が指針を出しまして、学校内で教育活動に関わる限り「在校等時間」として扱われることになりました。指針が定める上限は、昨年4月施行の改正労働基準法と同じく、月45時間、年360時間を限度としており、これに変形労働時間制その他の修正が加えられることがありますが、スライド45右側にありますように、長時間労働だけでなく、教員自身、児童・生徒と関わる時間が十分に確保できないとの認識も示されている状況です。

本市におきましては、まず、多忙の現状をきちんと把握、共有する必要がありますが、私どもが2月の公教育検討会議に招聘者としてお招きした株式会社ARROWSさんが、現在、教育委員会で多忙の状況の調査、分析に当たっていらっしゃるという話を聞いております。まずはその結果をお待ちすることといたしまして、スライド23にお戻り頂き、改めて教職員の学校業務改革を考えてはどうかという話であります。

スライド23上段の主な現状・課題をご覧ください。2項目、吹き出しで、各校の改善への期待感を高めるとともに、自律的な改善が進む学校組織づくりを挙げております。現場の教職員に、働き方改革は既にやっている、なかなか進まないといった声があると聞いております。そこで、改革への期待感を高め、自律的に取り組みたいという空間、土壌を作っていくことが大事という趣旨を記載しております。

働き方改革を進めた先で、記載のとおり、「教職員が子どもと向き合い続け、対話する時間、自身の研鑽に充てる時間と心のゆとりを生み出す」ことを目指すとしております。

左下、「取組みの方向性」3点につきまして、スライド24以降でご説明申し上げます。特にスライド24、25の議論の出発点は、岐阜市としてスライド46のような状況をどうするかというところからであることを、どうぞお含みおきください。

スライド24、「各校の業務の見える化・改善」であります。上段に記載のとおり、多忙の状況を可視化・分析して、校内での対話を通じた行動計画策定、改善策の実施、それから、担任制の話ですね。先日、中央教育審議会が2022年度を目途として、小学校高学年に教科担任制を導入するというのを、中間発表されていますけれども、このスライドにも、チーム担任制や教科担任制などの検討について記載をいたしております。

左側の「内容や特記事項」をご覧ください。各校が自走を継続して、データと対話に基づいて改善を行う仕組みを構築すること、学校外の専門家の知見を活用すること、研修校をモデル校と位置づけ取り組むこと、働き方改革待ったなしであり、他の検討事項に先駆けていち早く取り組むべきこと、管理職の責任のもとに改善を進めること、このことにつきましては2月の公教育検討会議の招聘者である株式会社ARROWSさんが、学校の管理職の意欲により取り組みの程度が相当異なってくると、柏市の例を挙げて教えてくださいましたので、そのことを前提としておりますが、あとは各校の改善状況などを教職員、コミュニティ・スクールと共有すること、右側の図に移って、行動計画策定時に特にスクラップの視点を持つことなどを記載いたしております。

スライド25、「各校に共通する課題の解決」であります。「推進の視点」欄に記載のとおり、各校で見直しの検討が難しいもの、例えば部活動、土曜授業、研修校などについて、教育委員会を中心に教職員の負担軽減、子どもの負担や機会損失などを考慮しながら、見直し、検討を進めてはどうかと記載いたしております。特に多忙の傾向が著しい研修校につきましては、既存業務の徹底したスリム化と、以下4項目の提案、具体的には土曜授業や部活動などについての教員関与廃止、スクール・サポート・スタッフ、ICT最適化支援人材の配置、それから研究発表会について準備にウエイトを置くのではなく、現場での気づき等を大切にする方法やオンライン活用などを考えてはどうかと書いております。

「その他検討」欄では、通知表の内容の見直し、行事の精選、教育委員会その他からの書類作成等を大幅にスリム化するとしております。やめる、減らすことを教育委員会が率先して打ち出してはどうかと書いております。

下段に取り組み方をまとめました。一番右に「教育委員会で業務集約・効率化」という欄がありまして、こちらに記載のとおり、東京都が行っておりますが、学校が直接人材を

調達するのは大変ですので、出資法人により学校業務の担い手を確保し、各校に紹介する、こうした先行事例を参考としてはどうかということ、それから、平成29年度改正の地方教育行政法により、学校事務を複数の学校で共同化することが認められておりますが、岐阜市での導入はまだですので、こうしたことも検討してはどうかと書いております。

スライド26、27、「教職員の人材育成、組織再編」であります。スライド26は人材育成でありまして、中段の「内容」欄に5項目を記載しております。人材開発等の専門家の知見活用による研修の見直しや再設計、チャレンジする人材の育成、研究コンテンツの充実等、いじめ事案を含めて過去の問題事例や失敗事例から学び、予防や課題解決に手を打ち続ける組織づくりとしております。最後に申し上げたことについては、学校を安全・安心な場所にするためには、失敗、反省から学ぶ組織づくりが重要になるとの考え方でありまして、公教育検討会議で伺った話ですが、飛行機事故が減多に起きないのは、事故やミスを徹底的に分析して再発防止策を立て、共有するからと言われております。本市の教育行政も失敗、反省から同様に学んで、次に生かすことを大事にしてはどうかという趣旨であります。

その下、「推進の視点」といたしまして、研修をやり放しにしないフォローアップや、保護者、地域住民も共に学ぶ機会の創出を掲げております。

スライド27は、組織再編であります。前回、川島委員から、「教育委員会が学校にきちんとサービスを提供できる体制となっているか」と問題提起を頂きました。現在の学校指導課は、1人の課長の下にいる職員の大半が教員籍のいわゆる割愛職員で、業務も70校近い数の教育課程、学習指導、生徒指導など多岐にわたっております。そこで、スライド上段に記載しておりますが、例えば学校指導課の機能を分化するとか、岐阜市では学校教育担当課は1課だけですが、他の自治体の中には複数の課を設けて業務を分担しているところもあるようで、これについてはそれぞれ長所短所あるわけですが、右側の図のように、行政職と教育籍をミックスして、双方のよいところ取りでパフォーマンスを高めることも考えてはどうかと書いております。

下段には、教育委員会が担う機能を改めて3点に整理いたしました。このうち関連で重要なのは②③と考えております。例えば②のプラットフォームは記載の取り組みを進める上で大変有用と思いますし、③のモニタリング機能に関して、学校の業務改善に関する評価、或いは改善等に挑戦する管理職の評価といった項目についても併せてご参照頂ければと思います。

スライド28からは「家庭・地域の教育力の向上」でありまして、左下、「取組みの方向性」3点について、スライド29以降で説明をいたします。

スライド29、「コミュニティ・スクールの深化」であります。岐阜市では、既に全校導入を済ませております。そこから先へ、主体的に学校、家庭、地域の連携を図るフェーズへの移行を目指すものであります。真ん中の緑の逆三角形をご覧ください。役割、機能を3段階に整理した上で、取組みの好事例を横展開、共有するとしております。役割、機能は左側に記載しておりますが、好事例を横展開、共有することで、図中の「推奨事項」の右側に記載した3点、教員の働き方改革などにつきまして、ほかの施策と相まって効果が期待できるものと思っております。

また、下段に、コミュニティ・スクールによる学校業務の支援充実に向けて、コーディネーターによる学校と地域の資源マッチング、橋渡しを進めながら、学校業務を継続的に担い、或いは支援できる地域人材の確保、育成を図ると書いております。

スライド30へ参りまして、地域において子どもの学びや生活を支援する拠点、居場所となる「サードプレイスの充実」であります。サードプレイスの機能を左側にまとめました。居場所、学びや体験の場、子ども食堂など食事、生活の場の3点です。こうした場を、子どもと「斜めの関係」にある、少し年上の先輩や大人との対話をデザインしながら、社会教育施設などを活用して充実を図ること、それから、右側の図ですが、ステークホルダーがつながり合って、子ども、家庭を支えるプラットフォーム形成を検討してはどうかということを書いております。

スライド31へ参りまして、「教育を基盤としたまちの創造」であります。これからのまちづくりにとって、教育の視点は重要であります。地域資源をつなぎ直して、あらゆる場所を全ての人にとっての学びの場とする、教育を基盤としたまちづくり構想をまとめてはどうかとの内容であります。スライド22の多様な学校形態の検討、スライド30のサードプレイスの充実を含む内容としておりますが、これらの関係は、構想で示す方向性をもとに、多用な学校形態の検討、サードプレイスの充実を図っていくことになるかなと思っております。そのことはスライド31にも記載しております。参考として、大阪市生野区の例を挙げました。公教育検討会議資料の中でも何回かお示しさせていただいたので、お時間のあるときにご参照頂ければと思います。

スライド32から、先程スライド18概要で申し上げた共通施策であります。スライド32、「対話促進」であります。大綱(案)に記載した、目指す姿を実現するために、子ど

もと教職員、子ども同士、教職員同士で相互に心を開いて対話を進めようというものです。左側に対話のイメージを図示しております。右側に「対話の促進、対話力の向上」の手段といたしまして、対話スキルの取得・向上、対話環境デザインを図ることとしております。

スライド33は「ICT活用」でありまして、子ども、学校・教職員、家庭・地域ごとにICT化を進めるとしてしております。中段にあります事項はこれまでも言われてきたことですが、下段の提案の欄において、例えば子どもについて、学習ログ・活動記録を蓄積し、学力や自己認識を1人ずつデータで経年調査する。また、学校・教職員について、個々の勤務状況や多忙感、悩み等をデータにて定期的に把握することなどを書いています。

スライド34は「コーディネーターの充実」です。設置の趣旨は上段にあるとおりでありますが、コーディネーターといっても求められる役割、配置場所、人材のイメージなど様々でありまして、この3類型にて整理をいたしました。これまでは、コミュニティ・スクールに係る人材が主であったと思いますが、残り2種の人材も考えてはどうかとしております。

下段の育成に関する欄におきまして、類型に応じた研修、情報交換のほか、3類型横断的な意見交流などを書いております。

スライド35から「施策のロードマップ・連関」であります。スライド37をご覧ください。施策の検討が絵に描いた餅であってはならないということで、何から手をつけるか、スケジュールをどうするか等の戦略は大変重要であると考えて、このようにまとめております。

まず、教職員の多忙の状況は看過できない。教職員の業務改革の先に子どもたちと向き合うことが可能になるということで、施策検討のスタートを「学校業務のスクラップ、スリム化、最適化」からと、しております。

また、公教育検討会議が、いじめに係る重大事態を契機として始まったことから、生命・人間関係に関する学びを優先度の高い施策としております。

スライド36に戻りまして、検討の開始を令和3年度、例えば教職員の多忙解消について現状把握を今年度から行うことで、翌年度以降の検討、実施に弾みをつけることができるのではないかということで、現に教育委員会において、先ほど申し上げた株式会社ARROWSさんにより多忙の実態調査が始められたことは、皆様ご存じのとおりであります。

あと、一番上に、計画が立てられた後に大事なのは「できているか」という問いかけ、「上手くいっているか」というチェックでありまして、例えば総合教育会議などの場を想定しておりますけれども、施策のPDCAを定期的に検証する仕組みを書いております。

それから、スライド38以降に「参考」を掲げておりますが、スライド41をご覧ください。右側の不登校の状況について、平成30年度分までしか書いてありませんので、令和元年度をフォローアップしてお伝えします。令和元年度が平成30年度よりも53人増えておりました。小学校が前年度比プラス4、中学生がプラス49です。中学校は22校ですから、1校当たり2.2人の増になります。私からの説明は以上です。

○田中事務局長

ありがとうございました。

それでは、新たな教育大綱の具現化に向けて進めていく施策について、ご意見頂きたいと存じます。お時間も迫ってまいりましたので、大変申し訳ございませんが、少し簡潔に、ご発言を頂戴できたらと思っております。

まず初めに、市長のほうからご発言を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○柴橋市長

それでは、教育大綱については、また改めて皆様方とご議論頂くとと思いますが、施策についても議論を進めていきたいと思っております。

そもそも大綱改定案の中で、自らの選択と行動をあえて記載しています。まさに想定外があちらこちらで起きるといふ時代の中で、例えば災害防災についても市民の皆様にも自助ということをお話しし、自らの災害時においてどこに避難するか、何を準備するか、お一人お一人に考えていただきたいとお伝えしております。これはまさに自らの選択と行動ということであって、これらのことというのは、言わば今までの常識とか経験では計り知れないようなことがこの社会の中で起きてきているとしたときに、子どもたちがこれからの世界、社会の中で生きていくためには、常に自らの選択と行動ということが思考としてマインドセットされていない限り、生き抜くことは非常に難しいのではないかと、私も子どもを持つ親としてそういう危機感を実は持っております。

何をもって自らの選択と行動をするかというときには、自己を認識する、まさに自己肯定感というものがしっかりと育まれていって、自分は何者なのか、どういう生き方をしたいのかということをお公教育の中でしっかりと考えて、それぞれの考える中身はそれぞれでいいと思うのですが、そこをしっかりと捉えたうえで義務教育を卒業していただいたいというのが、私なりの率直な思いです。

その施策のところ、今回いじめということを入りに、きっかけとして生命の尊厳の理解、まさに突き詰めれば、自分とは何者か、人とは何者なのかということに行き着くわけですが、その中で、先ほど公教育検討会議でも色々ご議論を頂いて、ちょうど22ページの探究を核としたカリキュラムのところ、図らずも特に留意事項として書いてあるわけですが、やはり自らの選択と行動をするためには、学びが子ども主体にならなければなりません。また、今はこういう時代ですから、ICTというものをツールとして大いに活用していくということにもつながってくるわけですし、そのことはよく個別最適化として言われますが、誰一人取り残さないというキーワードを大事にすること、それもまた個別最適化ということであって、ツールの面からも目指すことができるということでもあります。そして、人とのコミュニケーションというのは、いかにICTが発達したとはいえ、人間としての基本中の基本と考えたときに、同学年だけの閉じられたコミュニケーションだけではなく、学年でいうと異年齢、さらにはサードプレイスなど、地域との関わりを通じて多様な主体とのコミュニケーションを、この学びの中に生み出していくことが、これからの私たち大人が、子どもたちのためにつくっていくべき教育の環境ではないかと思っております。

そういったことを大事にしながら、これから、学校の先生方の多忙の問題や個々の施策について取り組んでいくわけでございますけれども、一番大事にしたいのはそこなのだという事を共有させていただいて、私の意見としたいと思います。

○田中事務局長

ありがとうございます。

教育委員の皆様にご意見を順次伺っていきたく存じますが、先ほどの大綱案における実現の方策・姿勢というところですが、ここが、子ども、学校教職員、家庭・地域のそれぞれについての目指すべき姿の実現に向けて、具体的な施策につながっていく部分と考えております。教育委員の皆様におかれましては、公教育検討会議の提言も参考にさせていただきながら、今の資料1の大綱案の実現の方策、姿勢を踏まえて、何を優先して行っていくべきか、取り組むべき順番、重要性、留意点などについてご意見頂ければと思います。

次回、第3回以降に、本日のご意見を踏まえまして、3つの目指すべき姿につきまして、具体的な施策、あるいは事業について、事務局よりまたご提示をさせていただいて、引き続き協議をしていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、また川島委員のほうから、よろしくお願いいたします。

○川島委員

正直、今の説明をととても違和感を持って聞いておりました。というのは、教育大綱の中身を理解して、吟味しながら、その大綱に基づく施策を考えていく作業というのはこれから行われるべきことです。それに対して、公教育検討会議の答申の中で、例えば公教育で問題・課題となっていることに対して、こういう理念でもって当たったらいかがだろうか、それを実現するための施策はこういうものが例として考えられるという、答申の中身のものを、今議論している大綱を実現するための具体的施策としてご説明頂くということについては、参考としてお伺いする分については十分に参考となることだとは思いますが。しかし、これが施策であると決定することについては、到底承服しかねる内容だと私は考えています。

傍聴者もいらっしゃいますので、あまりくだけた話は好ましくありませんが、既視感があって、会社の課題や今後のソリューションについて、色々とディスカッションを行うために、あるコンサルティング会社に、レポートを出してもらった際、会社の課題でこういうことをしなくてはいけないという説明を聞いたときに、ものすごくもやもや、いらいらしながら聞いていたのですが、大変申し訳ないですが、今そういう心持ちで聞いている部分があります。というのはやはり、現場のほうで現状を知っているという中で、現場では解決し切れない問題があるからコンサルにお願いをして、外部からの意見を聞いているわけですから、それを参考にしながら自分たちが消化して、会社のためになる、この場で言えば教育委員会のためになる、公教育のためになる、そういったものを十分に引き出すという、そういう心持ちで聞かなければいけないのですが、ご説明頂くタイミングだとか議論の場面が違ったのかなというのが、私の印象です。

ご説明頂いた内容については、非常に納得のいくところも多々ありますし、これをベースに教育委員会が実務とすり合わせをしながら、しっかりとした新しい大綱に基づいて施策を定めていく、その道筋もここで話し合うのだというのが、私の基本的な見解です。今ご説明あった内容について、本当は、今日私はこういう施策をしたらどうかと話し合おうと思って幾つか準備をしてきたのですが、今議論すべきことは道筋です。大綱をしっかり固める中で、実現するための施策の道筋、過程、ステップを受けて、話し合い、つくっていくのが大事ということが率直な印象です。

○田中事務局長

ありがとうございました。

続きまして、足立委員、よろしくお願ひいたします。

○足立委員

川島委員がおっしゃるとおり、大綱が決まってから施策だろうということではありますが、議会の関係等、あるのでしょうか。

最初に、“自由の相互承認の感度を高める”ことを実際どのように、開発していくか。もちろん、やることは大事なのですが、先ほど横山委員もおっしゃいましたように、“自由の相互承認”というのは非常に深い。先ほど申し上げましたとおり、“自由”だけを語っても何時間でも語れるでしょうし、“相互承認”となると、またそれなりの非常に深いものがあると思いますので、そういった議論を重ねていただきたいと思います。

それから、“探究型の学び”です。これも非常に素晴らしいことなのですが、これも、“言うは易し行は難し”と言いますか、大変なご苦労があり、教える方が特に大変だろうと思います。ただ今までは知識を教えるだけで良かったものを、自分たちは経験していないこういった探究型の学びに変えていくということをして、とにかく実際にやっていくしかないと思うのです。

また、ICTを活用した個別の学習について、もちろん、ツールの方はどんどん開発されていくと思うのですが、これもまた指導する方の、個人差が非常に大きいものでしょうから、指導の仕方の確立は大変だろうと思いますが、どんどん進めていきたいことだと思います。

教員の“多忙化の解消”ということで、表を改めて拝見しますと、実習校、研修校で圧倒的に勤務時間が長いということで、常に色々と策を打っておられますけれども、本当に実習校、研修校の在り方を考えていかないといけない。それが、勤務時間の削減につながると改めて感じました。

○田中事務局長

ありがとうございます。

続きまして、武藤委員、よろしくお願ひいたします。

○武藤委員

先ほどの公教育検討会議の答申内容のご紹介については、私自身、話し合われた内容等については、概ね賛同するところですので、ご紹介頂いた上で、あくまでもそれを参考に、ここでどうあるべきかという基本的な方向性を考えていくということで、そのためのたたき台を頂いたというように理解しています。

その上で、2点ほど申し上げたいと思います。まず、1点目学び方の多様化というところで、先ほど市長から個別最適化という言葉が出ましたが、私も個別最適化という視点が非常に重要になると思います。ICTの活用等によって、それぞれの子どもの合ったテーマなり、そのニーズ、あるいは特性に合った教育がなされるということが、それぞれ子どもの能力を最大に引き出すということにつながると思っていますので、そういった観点を強く打ち出していく必要があるのではと考えています。ただ、それをやっていると、今の学校制度、あとクラスが大きく変容を迫られることとなります。今までの学校制度で、もちろん良い部分もありますので、何を残し、何を変えようかというのをきっちり切り分けて、双方に注意を払って施策を考えていかなければならないと思います。子どもたちの利益のために、本当にこれはやるべきだというものについては、やはり惜しまずにやっていくべきだと思います。義務教育は大きく変えられない側面もあるということ为先ほど教育長がお話しされましたけれども、できる範囲の最大限を追求し、岐阜市が国の制度を変えるぐらいの気概を持って具体的な施策を考えていく、そのぐらいの気持ちで議論はしていきたいというように思います。

2点目、教職員の負担軽減の点について、多様なアイデアのもとで業務を色々とスクラップする、省力化することは、非常に重要な事項だと思っています。もちろんそれにより生み出された時間を、子どもに向き合う時間に使うことが一義的な課題になるわけですが、教職員自身のために使う時間としても、意識を持っていただきたいと思います。それは、教職員が自己啓発をするための時間であったり、純粋にプライベートでリフレッシュを図ったり、自分の時間を大切にすることによって、子どもたちに向き合う余裕が確保できると思います。子どもたちも先生方の姿を見て、仕事もプライベートも、まさに自分も他者も大事にするということになると思うのですけれども、公私を両立できる、大人はこうあるべきだというロールモデルとして見ることで、ぜひ、働き方改革関係についてはそういった観点も視野に入れて、具体的な施策を行っていくことができればと

思います。

○田中事務局長

ありがとうございます。

続きまして、横山委員、よろしく申し上げます。

○横山委員

まず、大綱と具体的な施策の関係性ですが、大綱の基本方針を実現するために、それぞれの目指す姿というのものが、それと関連性が密になるような施策をどんどん増やしていくのは当然だと思いますし、この基本方針の実質化、基本方針をより理解するという観点で、施策を検討していければと思っています。

個々について、子どもの関係でいえば、キーワードとしてやはり、探究ということになると思いますけれども、体験学習や色々な良いものに触れる機会をふんだんに盛り込んでいくと、そこで感性というものが磨かれると思っています。

それから、教員の関係でいえば、働き方改革ですけれども、企業は、このコロナ禍での対応を働き方改革につなげていくということ、実際にもう実践しています。学校現場の話を見ると、コロナ禍で逆に仕事が増えて大変だという、現実的な話をよく聞くのですが、何か改革につなげるような、そういう種がないものかと思っています。

また、管理職の評価が少しあったと思いますけれども、私は、何も学校教育は横並びである必要はないと思います。一生懸命熱い気持ちを持って取り組んだ先生には、インセンティブがあつていいと思うのです。良い取り組みをして頑張った先生には、何かしらのインセンティブを与え、それをモチベーションにつなげるというようにしていてもいいのではないかと思います。いずれにしても、学校は先生が元気でないことには始まりませんので、学校の先生が元気になるような施策が必要だと思います。

それから、家庭・地域の関係でいえば、先ほどからよく出ておりますが、コミュニティ・スクールのほか、サードプレイスについても、そういった場というのは、既存の場があるわけです。新しいものを開拓するのも良いですが、今あるものをより実質化するという取り組みをしていてもらいたいと思います。

○田中事務局長

ありがとうございます。

続きまして、伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

今年の1月に、文科省による教育委員研修に参加させて頂いた際、文科省の方より、“レイマンコントロール”の重要性について、お話をいただきました。

前回お話ししたように公教育検討会議の答申には、私たちが参考にすべきところが沢山あり、この施策を私たち教育委員会が引き受けて行うというわけではなくて、もちろん参考に、私たちが決めさせていただくという流れが本来だと思いますので、その認識を一度はっきりさせていただいた方が良いのではないかと考えております。

大綱のそれぞれの“目指す姿”について、実現の方策・姿勢を書き添えていただいておりますので、追加してほしいこと、私の考えについてお話しできればと思います。

まず、子どもの姿ですが、子どもたちに厳しすぎずに学びたい意欲や、学ぶ楽しさという、言わば子どもたちが主体的になって学べることを、ぜひ、公教育では重点的に行っていただきたいと考えております。今後は、一方的な授業ではなくなってくるのでしょうかけれども、横山委員もおっしゃられたように、多様な学び方ということがこれから大切になってくることだと思いますので、その学び方を教員がどのように教えていくのか、伝えていくのか、あるいは地域の方たちとどのように連携していくのか深めていただけたらと思います。

次に、学校・教職員の姿において、かなりの残業時間数があるということを私たちも分かっていたのですが、改善に対して、きちんと取り組めていなかったことをすごく反省しております。いじめによる自死を絶対なくしていかなければなりませんし、過労によって先生方が亡くなるなどということもあってはならないことです。超多忙な先生がまだ多数いらっしゃるということを直視し、すぐにでも取り組まなくてはなりません。こうした危険に対して、私たち経営者は、トップダウンで対応します。やはり強引なのかもしれませんが、何らかの改善はすぐにでも手を打たなければいけないと思っています。

こうした中で、やはり“人・物・金”という教育資源は限られていますから、民間の経営的な感覚が必要になってくるのではないかと考えています。特に、労働生産性の改善の取り組みですとか、学校としてのガバナンスの強化について、大変だと思うのですが、校長先生方の教育者としてだけでなく、経営者としての資質の向上など、様々なことを図る必要

があります。

時には、以前から検討されている土曜授業の存続などを含めて、“選択と集中”を学校の教育現場でも判断せざるを得ないと思っております。

そのために、教育委員会という学校支援機能をこの実現の方策・姿勢の部分に取り入れていただいたこと、これは本当にありがたいことです。私も教育委員として至らない部分があるかと思いますが、今後は教育委員会と現場の先生がもっと率直に意見交換をして、すり合わせを頻繁に行い、目標に対して一枚岩になるための努力をしていかなければいけないと思っております。今回初めてここに、教育委員会の学校支援機能等の強化を入れていただいたことで、今後私たちも教育委員として、もっとお役に立たなければいけないところだと思っております。

最後に、家庭・地域の姿について、ここは本当に十分理解できる内容となっていると思うのですが、地域における“サードプレイスの充実”として、行政だけでなく、ぜひ民間も入れていただきたいと思っております。先ほど不登校の人数が増えているということを紹介されていましたが、私もこの4月から小さな学習塾を始めております。そこには、一定数の割合、不登校・不登校傾向の生徒さんが通ってきてくださっています。一人の先生が全教科教える小さな学習塾ですので、受け入れやすいところもあると思うのですが、私たちが感じているのは、もっと学校や行政との連携がなされれば、その子に対する教育だとか支援というものを深めることができるのでは、ないかということです。

もちろん、学習塾以外にも民間のフリースクール、障がいをお持ちの方だと放課後デイ等、様々なサードプレイスがあり、それぞれの経営者の方もその機能を充実させていくという思いをお持ちだと思いますので、さらに学校や行政との連携を取り入れていただけたら、より子どもたちのためになるのではないかと思います。

○田中事務局長

ありがとうございます。

続きまして、早川教育長、よろしく申し上げます。

○早川教育長

ありがとうございます。

事業を早々に実現するために、この3本の柱立てというのが重要目的だと思います。条

例を今回制定するに当たって、沢山の子どもたちとディスカッションをしてきましたが、やはり子どもたちにとっては、先生と話したい、先生に話を聞いてほしいということがすごく大きな願いであるとよく分かりました。一方で、中学生の話ですが、先生は信用できないという子も沢山いました。小学校のときに先生ははじめを知っていたのに見逃したなどの話も沢山聞きました。でも、先生と話したいことは沢山あるということなので、そのためには、この2番目の柱である目指す学級・教職員の姿の実現のため、働き方改革がやはり一番重要なことだと、私は思います。時間をつくり、話をしたい、聞いてほしいという子どもの声に耳を傾けることができる環境をつくるのが、一番大事なことだと思っています。また、3番目の柱である目指す家庭・地域の姿として、コミュニティ・スクールの皆さんにも当事者意識を持って、学校に関わっていただく。もっとこうしたほうが良い、深化させていく必要があるということについては、私もそのとおりだと思います。そういう意味でも、この3本の柱建ては、私はよく理解できるのです。

一方、プログラミング学習、小学校英語、道徳、アクティブ・ラーニング等、新しい指導要領の内容について、教員の定数増というのはないわけです。そうした中で教員にもっとこうしろというのは、これは理不尽なことだと私は思います。資料1を読んだときに、実現の方策や姿勢については、なるほどと思って見ていたのですが、先ほど、それらに資する施策等の参考として提言の内容の説明がありましたが、こんなことなのかなと私なんかは少し驚きました。おそらく校長先生方に言わせれば、もうやっているよねとか、みんな分かっているよねとか、これ以上にまたあれもこれもやれと言うのかという思いで話を聞いていたと思います。例えばここにはふるさと教育的な何々学というものや、プロジェクト学習やイェナプランが紹介してあって、これらを発表されて実践されている方は、成果が上がったというお話をされます。義務教育学校はちょっと違うと思いますが、これらを実際に岐阜市の学校に取り入れるかどうか、そこは慎重に対応すべきことだということを思っております。私は、もっと集中と選択と言うのであれば、もう来年はやはりタブレットとアゴラだと思います。そこにエネルギーを集中投下する。1人1タブレットで、個別最適化や、子どもの学びの可視化を実現し、そのデータをもとに先生さらには親が子どもの学びの傾向や興味関心を更に伸ばしていくような関わりを作っていくとともに、学校でしかできないアゴラでの探究的な学びの充実を図る。この2つに集中すべきだということを思います。それ以外の新しい色々なプロジェクトについては、できる学校ができる範囲でやればいい。本当に特化して、そこでやれば、自由の相互承認の土台というのでは

きてくると思います。そして、もう一つは人的配置に対しての財政措置をしっかりと行い、子どもに向き合うための時間をいかに我々が努力してつくるかだと思います。自由の相互承認をやるならそれだけでいいです。他のことをあれもこれもと、皆さんのすばらしい実践を岐阜市にこれ以上取り入れなくても、もうこの2つに特化していくことを、より鮮明な方針として位置づけていくのが良いのではないかということをお私は思います。そのほうが学校は動きやすく、資源をより有効に利用するということを考えても、そのほうが良いということをお私は思います。

ですから、今日の資料1の3つの柱立てテーマについては、修正点はあるもののよくできていると思うし、目指す学校・教職員の姿における実現の方策・姿勢の視点についてもそのとおりでございましたが、その具体的な施策の内容となると、こんなことなのかなと少し思ったので、次回以降、そこについては詰めていっていただければと思います。

○田中事務局長

ありがとうございます。

大変申し訳ございません。時間を大分オーバーしてしまっておりまして大変恐縮ですが次回に向けて、今、公教育検討会議の提言における施策の紹介とともに、ご意見を頂戴したところでございますが、確かに参考というところで、それは私ども、そのように理解しております。

重要とすべきは、大綱を実現するための施策という考え方かと思っております。今教育長からも言及頂いておりますが、大綱の中の実現の方策・姿勢が施策と具体的につながっていくところであり、その視点を踏まえ、大綱と施策の関係性について十分留意をした上で、また次回の議論につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、教育長のほうから、特に議論すべきところについてもご示唆を頂きましたので、こちらについてもまず考慮させていただきながら、次回の施策の協議をしてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

では、最後にもう一度、市長より、総括的に改めて一言、ご発言頂ければと思います。お願いいたします。

○柴橋市長

本日は、大変長時間にわたりまして熱い議論をしていただき、ありがとうございます。

総合教育会議については、そうでしたけれども、やはりこのように多様な意見が出るということが大事だと思います。まさに議論は戦いであって、それはいい意味でお互いに自ら信じるところの議論を交えながら、英知をどう結集していくかという人類の知恵であろうと思っております。

その上で、再三申し上げますけれども、これは絶対忘れてはいけないと思っております。本市の教育の在り方について立ち止まって見直そうというきっかけは、やはり昨年のいじめの重大事態です。被害生徒が私たちに教えてくれた沢山の気づきやメッセージがあって、私自身も公教育検討会議の答申におけるこれまでの議論やいじめの条例の改正等、様々なことに取り組んでまいりましたが、私にとっての原動力というのは、まずそこにあるのです。私は、今こうして市長として3年目になりますけれども、ちょうど1年前の出来事というのは、私にとって生涯忘れることのできないことであって、やはり課題があるので、私たちは今議論しているということなのです。ですから、この議論をしっかりと交えた上で、英知を結集して一定の結論を出して、そのことが本市のあまねく多くの子どもたちのためになり、さらに岐阜市の教育が良くなったと感じてもらえるようにしていくということが、私たちが目指していくべき本市の着地点だろうと思っております。

具体の施策は、これはまさにディテールの話でありますので、何を大事にするか、常に具体の施策を考えたときにどこに立ち戻るかというのが、この教育大綱だと考えたときに、この大綱において目指す姿のねらいについて、先ほどもここに関してブラッシュアップしようと言いましたが、これをしっかりとつくり込む。そして、いろんな施策をそこに照らし合わせて考えていくという、ここのプロセスの部分が大変重要であるということ、今日改めて委員の皆さんとの熱い議論の中で実感したところでございます。また事務局において、今日頂いたご意見をしっかりと取り入れながら、たたき台をつくっていくと思いますが、ぜひ建設的な意見を沢山頂いて、よりよいものをつくり上げていきたいと思っております。第3回に向けて、またご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○田中事務局長

本日も多くのご意見を頂戴できました。誠にありがとうございます。

では、次第の最後、その他で、事務局からの報告事項は特にございません。

次回の第3回総合教育会議は、9月28日月曜日13時30分から、岐阜市役所本庁舎

の3階大会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。詳細につきましては改めてご連絡を申し上げます。

また、本日の会議録につきましては、後日、本市ホームページで公開を予定しておりますので、ご承知おき願えればと思います。

それでは、大変時間が長くなり申し訳ございませんでした。これもちまして令和2年度第2回岐阜市総合教育会議を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(15時45分閉会)